

ネットワーク運営の中立性の確保に関する
取引先の行動規範

2026 年 5 月 1 日 施行

東京電力パワーグリッド株式会社

ネットワーク運営の中立性の確保に関する取引先の行動規範

(総則)

第1条 東京電力パワーグリッド株式会社（以下「PG」という。）の非公開情報を取扱う取引先は、一般送配電業務に関するルール（関係法令、ガイドライン、社内マニュアル等）を遵守し、ネットワーク運営の中立性の確保に努めなければならない。

(定義)

第2条 本規範における用語の定義は次のとおりとする。

- ① 「託送供給等業務」とは、託送供給及び電力量調整供給の業務をいう。
- ② 「送配電等業務」とは、託送供給等業務その他の変電、送電、配電に係る業務をいう。
- ③ 「一般送配電業務」とは、送配電等業務その他の一般送配電事業の業務等をいう。
- ④ 「非公開情報」とは、託送供給等業務に関する公表されていない情報であって、小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業に影響を及ぼし得る情報をいう。
- ⑤ 「特定関係事業者」とは、PGの子会社、東京電力ホールディングス株式会社（以下「HD」という。）、HDの子会社等のうち自己が小売電気事業、発電事業若しくは特定卸供給事業を営む者又は当該小売電気事業、発電事業若しくは特定卸供給事業を営む者の親会社等をいう。ただし、PGを除く。
- ⑥ 「契約者」とは、託送供給等約款において定義された契約者、発電契約者、需要抑制契約者の総称をいう（新規に契約を締結しようとしている者を含む。）。
- ⑦ 「契約者等」とは、契約者、発電者及び需要者（新規に発電者及び需要者となる予定の者を含む。）の総称をいう。

(情報の目的外の利用又は提供の禁止など)

第3条 PGの非公開情報を取扱う取引先は、PGからの委託業務に関連し受領した非公開情報に関し、次の事項を遵守しなければならない。

- ① 当該情報をPGからの委託業務（以下、本条において「本業務」という。）の用に供する目的以外の目的のために利用しないこと。
- ② 当該情報が、本業務を担当する役職員以外に漏洩しないよう、当該情報が保存されている媒体（システム、電磁的記録、書類を含むが、これに限られない。）について、厳正に管理を行うこと。
- ③ 当該情報を本業務の用に供する目的以外の目的のために特定関係事業者の役職員その他の本業務を担当する役職員以外の者に提供しないこと。

なお、非常災害時等の緊急的に供給支障を解消することが必要な場合に情報提供を行うことや需給ひっ迫時における安定供給の確保のために必要な情報提供を行うことは、本業務の用に供する目的での提供であり、妨げられるものではない。

(差別的取扱いの禁止)

第4条 PGの非公開情報を取扱う取引先は、PGからの委託業務に関連し受領した非公開情報その他の送配電等業務に関する情報を利用して、特定の電気供給事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えてはならない。

以 上